

令和2年



# おおいた夏の事故ゼロ運動 実施要綱

おこさず あわず 事故ゼロ

## 1 目的

本運動は、「大分県交通安全県民運動実施要綱」に基づき、夏季における交通事故防止の徹底を図ることを目的に、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるため、県民総ぐるみ運動として展開していくものです。

## 2 期間

令和2年7月13日（月）から令和2年7月22日（水）までの10日間



### 【一斉行動日】

7月13日（月） 早朝または夕刻における街頭啓発日

7月20日（月） 早朝または夕刻における街頭啓発日

※新型コロナウイルス感染症の影響で実施を見合わせる場合があります

## 3 運動の重点（裏面参照）

- **横断歩道でのマナーアップの推進**  
～横断歩道は歩行者優先～
- **高齢者と子供の交通事故防止**
- **自転車の安全利用の促進**



## 4 運動の実施要領（各機関・団体、市町村）

- (1) それぞれの機関・団体が連携を密にして推進体制を確立するとともに、具体的な実施計画を策定すること。
- (2) 組織の特性・実情に応じて、県民が参加しやすいよう創意工夫するとともに、交通安全啓発の気運が高まるよう、効果的な諸活動を展開し、又は支援すること。
- (3) マスメディア、インターネット、携帯端末、ポスター、広報車等、各種の媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開することで、交通安全意識の高揚を図ること。
- (4) 所属の全職員に対し、本運動の趣旨を周知し、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するとともに、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮を行うこと。
- (5) 街頭啓発活動等を実施する際は、他者との間隔を空け、密接・密集となることを避けるとともに、マスクの着用や手指消毒を徹底する等、感染症予防対策に配慮した取組を実施すること。

大分県交通安全推進協議会

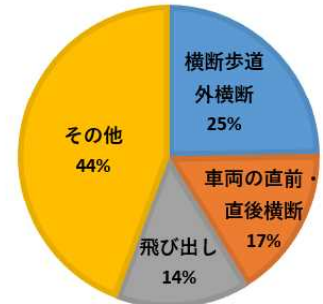
# 1 横断歩道でのマナーアップの推進 ～横断歩道は歩行者優先～

## 【運転者は】

- 横断歩道を通行する際は、歩行者の有無についてよく確認し、**右左折時には歩行者がいなくても横断歩道手前での徐行・一時停止**を心がけましょう
- ★ 県内の信号のない横断歩道で歩行者がいる時、一時停止するドライバーの割合は15%と、全国平均（17.1%）を下回っています（R1年JAF調査）。

## 【歩行者は】

- 歩行者も交通ルールを守り、左右の確認をして横断歩道を渡りましょう
- ★ 県内で発生した車と歩行者の事故のうち、**4人に1人の歩行者に違反**がありました（H30年中）。
- ★ 特に、横断歩道以外での横断や、車両の直前・直後の横断、飛び出しなどが高い割合を占めています。



歩行者事故の違反の内訳（H30年中）

## 2 高齢者と子供の交通事故防止

### 【高齢者（歩行者・運転者）は】

- 道路を横断する時は、思った以上に時間がかかかってしまいますので、余裕を持って横断歩道を渡りましょう
- 加齢に伴う身体能力の変化が運転に及ぼす影響（認知機能の低下、反射神経の鈍化等）について理解を深め、一層の安全運転に努めましょう



苦手な環境では運転をしないルールを決めてみたらどうかな？

例：雨の日は運転しない  
暗い時間帯は運転しない 等

### 【運転者は】

- 子供や高齢者が多い、**通学路・教育関係施設・公園・病院付近**では、特に気をつけて運転しましょう

### 【保護者は】

- 家族での外出が増える夏の季節、家族全員がシートベルト、チャイルドシートを**全席で正しく**着用し、もしもの時に備えましょう

## 3 自転車安全利用の促進

### 【自転車利用者は】

- **自転車安全利用五則**を守りましょう
  - ・ 自転車は、車道が原則、歩道は例外
  - ・ 車道は左側を通行
  - ・ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
  - ・ 安全ルールを守る
  - ・ 子どもはヘルメットを着用
- 「**自転車損害賠償責任保険**」に加入しましょう
- ★ 全国で自転車が加害者となった重大事故に対する高額賠償事例が発生しています。  
例：神戸市 9520万円（小学5年生が起こした事故）  
：高知市 9400万円（高校生が起こした事故）



## 自転車の死亡事故が多発中！

- ・ 本年は既に昨年1年間に発生した件数（3件）を上回る**5件の自転車の死亡事故**が発生しています（5/15時点）。
- ・ 自分の命を守るため、自転車安全利用五則を必ず守りましょう！



## 大分県交通安全推進協議会

事務局 大分県生活環境部生活環境企画課 連絡先：097-506-3060

※一斉行動日等の活動については、それぞれの加盟団体（交通安全協会各支部等）にお問合せ下さい